三　倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第十二条第四項第六号に規定する規則の写し

四　ヒトＥＳ細胞の使用について遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則の写し

3　文部科学大臣は、第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に報告するものとする。

（使用計画の変更）

第十六条　使用責任者は、第十二条第二項第一号、第三号及び第五号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、使用計画変更書を作成して、使用機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承をしたときは、速やかに、その写しを当該ヒトＥＳ細胞の分配をした樹立機関又は分配機関、倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

2　使用機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、使用計画変更書並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

3　使用機関の長は、第十二条第二項第二号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

4　使用責任者は、第十二条第二項第四号又は第十一号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、使用計画変更書を作成して、使用機関の長の了承を求めるものとする。

5　使用機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、使用計画書を添付して、その旨を倫理審査委員会に報告するとともに、文部科学大臣に届け出るものとする。

（進行状況の報告）

第十七条　使用責任者は、ヒトＥＳ細胞の使用の進行状況を使用機関の長及び倫理審査委員会に随時報告するものとする。

（使用計画の終了）

第十八条　使用責任者は、使用計画を終了したときは、速やかに、残余のヒトＥＳ細胞を、当該ヒトＥＳ細胞の分配をした樹立機関若しくは分配機関に返還し若しくは譲り渡すとともに、使用の結果を記載した書類を作成し、使用機関の長に提出するものとする。

2　使用機関の長は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに、その写しを当該ヒトＥＳ細胞の分配をした樹立機関又は分配機関、倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

（研究成果の公開）

第十九条　ヒトＥＳ細胞の使用により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

2　使用機関は、ヒトＥＳ細胞の使用により得られた研究成果を公開する場合には、当該ヒトＥＳ細胞の使用がこの指針に適合して行われたことを明示するものとする。

第五章　雑則

（関係行政機関との連携）

第二十条　文部科学大臣は、ヒトＥＳ細胞の使用が、医療及びその関連分野と密接な関係を持つことにかんがみ、情報の提供を行う等厚生労働大臣及び経済産業大臣と密接な連携を図るものとする。

（指針不適合の公表）

第二十一条　文部科学大臣は、ヒトＥＳ細胞の使用がこの指針に定める基準と適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この指針は、公布の日から実施する。

（経過措置）

第二条　この指針の実施の際現にヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針附則第二条の規定による廃止前のヒトＥＳ細胞の樹立及び使用に関する指針（平成二十一年文部科学省告示第八十四号）第六十四条の規定により文部科学大臣の確認を受けた使用計画は、第十五条第一項の届出が行われたものとみなす。

（指針の見直し）

第三条　文部科学大臣は、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、必要に応じてこの指針の規定について見直しを行うものとする。

2　前項の見直しは、総合科学技術会議の意見に基づき行うものとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第７６６号

東京都町田市木曽町2187番地29
債務者　細川　一延
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　晃
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７６７号

東京都町田市木曽町2187番地29
債務者　細川　美保
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　晃
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５１号

秋田県能代市字長崎１番地17
債務者　松岡　元
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月29日午後０時
6　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１２８号

新潟県南魚沼市水尾新田174番地１
債務者　川上　秀之
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　隆
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月26日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号

新潟県南魚沼市大崎4327番地丙
債務者　川上日出三
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　隆
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月26日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号

熊本市若葉２丁目９番14号　シティマンション若葉201号
債務者　橋本　智子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本津紀雄
4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０３号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田1366番地
債務者　西尾　企代
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　潔
4　破産債権の届出期間　平成21年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部